

# 総務常任委員長報告

令和5年3月17日

今期定例会において、総務常任委員会に審査付託となりました議案5件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月7日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第17号「三次市企業版ふるさと納税基金条例（案）」外4議案については、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第17号「三次市企業版ふるさと納税基金条例（案）」については、条例案施行に伴う意見として、企業版ふるさと納税は、多くの自治体でも財源確保に向け、積極的な事業推進が想定される。本市が企業から魅力ある、選ばれる自治体となるためには、他に無いインパクトある事業計画を打ち出し、さらに十分な戦略のもとで市長のトップセールスとともに広く発信していく必要があると考える。また、企業社員派遣による専門分野等の人材確保は、双方に有益なものであることから、その活用についても積極的に検討されたい。

議案第19号「三次市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」は、市営住宅の一部廃止するものであるが、公営住宅施策は困窮等の社会的弱者のセーフティネットという大事な役割も担っている。今後もそういった視点を十分に認識されたいうえで施設の維持管理を行われたい。

議案第34号「三次市職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（案）」については、条例の目的である長期的展望に立った定員管理と役職定年による新陳代謝の促進を適切に行うことにあわせて、新たに設置される職務により、職場に混乱が生じないように、さらなる業務内容の明確化に努められたい。また、看護従事職員の人材確保については、他機関より秀でた条件整備も効果があると考えられる。引き続き調査のうえ、制度のあり様について検討されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。